

◆ 商業・中小企業

2021/06/01

## 市原市中小企業等チャレンジ応援事業補助金について

489 views

[コロナ / チャレンジ / 補助金 / 事業者 / 申請 / チャレンジ応援補助金](#)

令和3年7月1日 申請受付を開始しました。

申請を検討されている方は、市原市産業支援センターに相談のうえ、令和3年7月30日までに商工業振興課にご提出ください。

### 概要

本事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内中小企業等が取り組む以下の事業に対して費用の一部を補助します。

- (1) 新たな商品・サービスの開発等
- (2) 新たな販売・提供方法への転換等

事業計画の策定及び実施にあたっては市原市産業支援センターによる相談・助言等の支援を受けながら取り組むこととします。

### 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した市内中小企業及び個人事業主となります。

#### 【主な要件】

- (1) 令和2年4月7日以前から市原市内に本社又は主たる事業所を有している中小企業及び個人事業主
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大による経済社会活動の変化により、申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年又は2020年の同3か月の合計売上高と比較して、10%以上減少していること
- (3) 千葉県が実施する新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の対象となっている者においては、要請に応じていること
- (4) 市税を滞納していないこと など

### 対象事業

#### 【主な要件】

- (1) 新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の変化に対応するための前向きな取組であること。
- (2) 市原市産業支援センターによる相談・助言等の支援を受けながら取り組む事業であること
- (3) 本補助金の対象となる事業において、国及び千葉県又は市の他の補助金との併用はできないものします。

#### 【事業のイメージ】

- ・居酒屋が店舗での営業を廃止して、オンライン専用の弁当の宅配事業を新たに開始
- ・飲食業が新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始して、地域の高齢化へのニーズに対応
- ・百貨店などの売上が激減した工芸品製造者が、ECサイト（オンライン上）での販売を開始
- ・和菓子製造・販売者が和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始
- ・土木造成・造園企業が、自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入 など

### 対象となる経費

使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であり、支払いが事業実施期間内（令和4年3月31日まで）に完了するもので、主に以下に掲げるものとします。

#### 【補助対象となる経費区分】

- 備品購入費・・・事業遂行に必要な機械、装置、什器、備品等の購入等に要する経費
- 建物改修費・・・事業遂行に必要な店舗、又は業所等の改修に要する経費
- 賃借料・・・会場使用料、設備賃借等に要する経費
- 広告宣伝費・・・新たな商品等のPRに必要なパンフレット等の作成及び、広報媒体の利用に要する経費
- その他・・・上記いずれにも該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費

なお、証拠資料等（見積書、納品書、請求書、領収書、成果物）によって支払金額が確認できることが必須となります。詳細は申請要領をご覧ください。

### 対象とならない経費

消耗品などの汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行のみに使用するものと判断できないもの、消費税、振込手数料、飲食費、自社施設の賃料、自社の社員の人件費、光熱水費等のランニングコスト並びにキャンセルや値下げ等による損失補填、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用については対象となりません、詳細は申請要領をご覧ください。

### 補助率等

- (1) 補助率・・・補助対象経費の4分の3以内
- (2) 補助限度額・・・100万円
- (3) 備考・・・消費税は補助対象経費には含まれません。千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

## 審査及び交付決定

申請を受付た事業について、申請書類に基づき審査を実施し、予算の範囲内において交付決定をします。

申請書類は、不備のないよう十分ご注意ください。

審査後は、申請者全員に対して、採択（交付決定）、又は不採択の結果を書面で通知します。

### 【主な審査項目】

- ①目的・課題の明確性・・・現状の課題及び事業の目的が明確になっているか。
- ②課題解決性・・・事業内容が課題の解決につながっているか。
- ③実現性・・・新たに参入する分野の需要が適切に分析されており、実施スケジュール等に無理のない事業内容となっているか。
- ④波及性・・・事業を通して地域のイノベーションに良い効果が期待できるか。
- ⑤緊急性・・・既存事業における売り上げの減少が激しく、緊急性が高い状況か。
- ⑥独自性・・・本市の地域資源の活用等、本市ならではの独自性があるか。
- ⑦新規性・・・新たな仕組み又は商品、サービスに市内で見受けられない等の新規性があるか。
- ⑧先進性・・・先端的なデジタル技術の活用又は環境問題への配慮等の取組が事業内容に含まれているか。

## 事業の流れ

事前相談	令和3年6月1日から
申請受付	令和3年7月1日から7月30日まで
審査・交付決定	令和3年8月中
事業実施期間	交付決定から令和4年3月31日まで
補助金の支払い	実績報告書及び請求書提出後30日以内

### 申請要領など

> [申請要領（第1版）](#)

> [申請書類早見表](#)

> [申請書類記載例](#)

### 申請書類の様式

> [01 申請書](#)

> [02 事業計画書](#)

> [02 事業計画書（Excel）](#)

> [03 売上減少状況報告書](#)

> [04 事業申請に係る誓約書](#)

申請を検討される方は、まずは市原市産業支援センターまでご連絡ください。

【相談先】

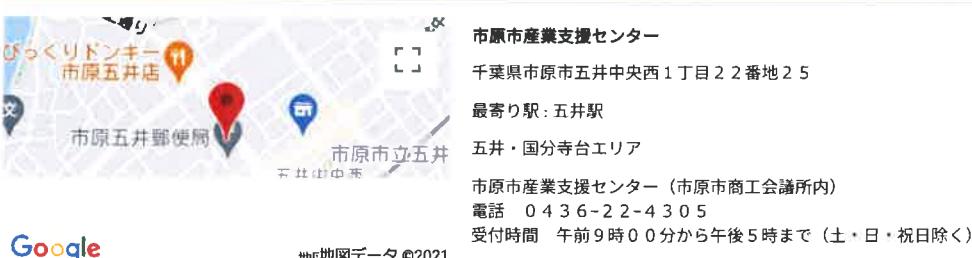
市原市産業支援センター（市原商工会議所内）

電話 0436-22-4305

受付時間 午前9時00分から午後5時まで（土・日・祝日除く）

備考 電話の際は始めに「市のチャレンジ補助金の件」で相談の旨をお伝えください。

## アクセス



## お問い合わせ先

### 電話でのお問い合わせ

#### 経済部 商工業振興課

市原市国分寺台中央1丁目1番地1第2庁舎4階  
電話：0436-23-9836 FAX：0436-22-6980

### メールでのお問い合わせ

この記事はいかがでしたか？



この記事をシェアする

